

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 20
【根拠条文】	法第27条の25第1項に基づく報告書
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社 リそなホールディングス 代表執行役社長 川田 憲治
【住所又は本店所在地】	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
【報告義務発生日】	平成18年2月2日
【提出日】	平成18年2月6日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	3名
【提出形態】	連名

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	三井トラスト・ホールディングス 株式会社
会社コード	8309
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪 名古屋
本店所在地	〒 105-8574 東京都港区芝 3 - 3 3 - 1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	りそな信託銀行 株式会社
住所又は本店所在地	〒100-8106 東京都千代田区大手町1丁目1番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成13年12月10日
代表者氏名	新井 信彦
代表者役職	取締役社長
事業内容	信託業務（年金・法人信託に係る資産運用、制度設計・管理、コンサルティング等）

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町1丁目1番2号 株式会社 りそなホールディングス リスク統括部 伊東 隆行
電話番号	03-5223-1470

(2)【保有目的】

信託業務に係る受託資産として保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	0		5,418,000
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	0 5,418,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+0-P)	Q		5,418,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年2月2日現在)	S	1,094,501,463
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($Q/(R+S) \times 100$)		0.50
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.48

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年12月5日	株券	15,000	処分	
平成17年12月6日	株券	25,000	処分	
平成17年12月7日	株券	18,000	処分	
平成17年12月8日	株券	11,000	処分	
平成17年12月12日	株券	8,000	処分	
平成17年12月13日	株券	51,000	処分	
平成17年12月14日	株券	16,000	処分	
平成17年12月16日	株券	21,000	処分	
平成17年12月19日	株券	37,000	処分	
平成17年12月22日	株券	1,000	処分	
平成17年12月26日	株券	7,000	処分	

平成18年1月5日	株券	3,000	処分	
平成18年1月10日	株券	14,000	処分	
平成18年1月23日	株券	6,000	処分	
平成18年1月24日	株券	1,000	処分	
平成18年1月26日	株券	29,000	処分	
平成18年1月30日	株券	10,000	取得	
平成18年1月30日	株券	6,000	処分	
平成18年1月31日	株券	167,000	取得	
平成18年2月1日	株券	3,000	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

貸株(消費貸借):相手先 ドイツ証券 165,000株 日興シティグループ証券会社 7,000株

(6) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	1,087,064
借入金額計(U)(千円)	0
その他金額計(V)(千円)	0
上記(V)の内訳	4,033,100株は、2002年3月1日に大和銀行からの会社分割により継承を受けたもの。
取得資金合計(千円)(T+U+V)	1,087,064

【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（特別法人）
氏名又は名称	預金保険機構
住所又は本店所在地	〒 100-0006 東京都千代田区有楽町 1 丁目 1 2 番 1 号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和46年7月1日
代表者氏名	永田 俊一
代表者役職	理事長
事業内容	1．保険料の収納、保険金及び仮払金の支払、資金援助、預金等債権の買取りに関する業務 2．金融整理管財人（含む管財人代理）、承継銀行の経営管理、金融危機への対応のための業務 3．立入検査、健全金融機関等からの資産買取り、金融機関の株式等の引受（資本増強）に関する業務 4．整理回収機構への指導及び助言並びに債務者の財産調査、経営者等の責任追及に関する業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区有楽町 1 丁目 1 2 番 1 号 預金保険機構 総務部 管理課 高橋 聡生
電話番号	03-3212-6030

(2)【保有目的】

特別公的管理銀行である株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社 あおぞら銀行）の発行株式をソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社及びその他の金融機関等に譲渡し、同行の特別公的管理の終了を行ったが、当該株式譲渡の一環として、同行が保有する株式を預金保険機構が買取ったもの。
--

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	2,046,000		0
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 2,046,000	N 0	0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+0-P)	Q		2,046,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年2月2日現在)	S	1,094,501,463
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($Q/(R+S) \times 100$)		0.19
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.19

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	945,252
その他金額計 (V) (千円)	0
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	945,252

【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1		その他の金融機関			1	945,252
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

3【提出者（大量保有者） / 3】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社 整理回収機構
住所又は本店所在地	〒 164-0012 東京都中野区本町 2 丁目 4 6 番 1 号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成8年7月26日
代表者氏名	奥野 善彦
代表者役職	代表取締役
事業内容	整理回収業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都中野区本町 2 丁目 4 6 番 1 号 株式会社 整理回収機構 業務企画部 稲村 孝志
電話番号	03-5203-4959

(2)【保有目的】

金融機関等の資本の増強を図るため、「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」及び「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき金融機関等の発行する優先株式を引き受けたもの。なお、優先株式発行会社である中央三井信託銀行株式会社が持株会社を設立したことにより、完全親会社の発行する優先株式を取得した。
--

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	270,156,250 270,156,250		
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	-	I
対象有価証券カバーワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 270,156,250	N 0	0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+0-P)	Q		270,156,250
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年2月2日現在)	S	1,094,501,463
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($Q/(R+S) \times 100$)		24.68
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		24.68

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

本優先株式は、以下の転換を請求し得べき期間に転換請求することにより、発行会社の普通株式に転換できる。転換請求のなかった当該優先株式は、以下の一斉転換日に発行会社の普通株式に転換する。

- ・ 第一種優先株式
< 転換を請求し得べき期間：平成14年2月1日から平成30年7月31日まで、一斉転換日：平成30年8月1日 >
- ・ 第二種優先株式
< 転換を請求し得べき期間：平成14年2月1日から平成21年7月31日まで、一斉転換日：平成21年8月1日 >
- ・ 第三種優先株式
< 転換を請求し得べき期間：平成14年2月1日から平成21年7月31日まで、一斉転換日：平成21年8月1日 >

(6) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記 (V) の内訳	発行会社の持株会社設立により270,156,250株取得
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) りそな信託銀行 株式会社
- (2) 預金保険機構
- (3) 株式会社 整理回収機構

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	272,202,250 270,156,250		5,418,000
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 272,202,250	N 0	0 5,418,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		277,620,250
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年2月2日現在)	S	1,094,501,463
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($Q/(R+S) \times 100$)		25.36
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		25.35